

2026年度 関西学院大学 海外客員教員(招聘A)成果報告書

書式 1

(適宜行追加可)

受入担当 教員	所属・職	司法研究科・教授
	氏名	張 洋介
海外客員 教員	所属・職	Southern Illinois University Carbondale School of Law/ Associate Professor
	氏名	Stanley Earl Cox
招聘目的		1. 授業担当及び研究 ②. 共同研究 3. 特別枠 (いずれかに○)
招聘期間		2026年 4月 1日 ~ 2026年 7月 31日

成果報告 以下の内容を日本語で記載して下さい。 1. 授業担当及び研究 (1) 授業科目名 (2) 授業担当の成果 (3) 研究の内容 (4) 研究の成果 2. 共同研究 (1) 共同研究の内容 (2) 共同研究の成果 3. 特別枠 (1) 活動内容 (2) 成果	2. 共同研究 (1) 共同研究の内容 本研究は、現在における地球環境保全のためにどのような法的手段が有効であるかを日本とアメリカとを比較したうえで、わが国における新たな法理論を提言することを目的とするものである。 コックス教授は、アメリカ合衆国における環境法の専門家であり、長らくアメリカのロースクールにおいて環境法を教えてきた。また、環境法だけでなく財産権法（Property Law）等も教育経験があり、環境保護のための法的手段に関する豊富な知識を有している。わが国においてアメリカ法の議論は部分的には紹介され研究が進んでいるが、幅広く研究が進んでいるとはいえない状況にあり、特にこの共同研究が目的とする領域については、これまでわが国においては、行政法領域における環境保護についての研究は豊富に紹介されている一方で、私人が採りうる手段としてどのようなものがあるかという点で足りていなかったといえる。そこで、コックス教授と議論を重ねることで日米の法体系の違いを明確にし、かつ、その相違点を踏まえた上で、両国に共通する法的思考を抽出し、もってわが国における環境保護に対する新たな視点を提供することが目的である。 (2) 共同研究の成果 コックス教授と張は、毎週2時間ほど議論を重ね、以下の点につき確認した。まず、日米両国において、環境保護、とくに気候変動対策としては事前規制が重要な役割を果たしており、この点については公法上の議論が両国で蓄積されている。この公法上の議論については、われわれの共同研究の対象としない。次に、環境被害に対して訴訟において救済を図るという手法も、日米両国において共通する点であるが、これについても既に議論が蓄積されているのでわれわれの共同研究の対象としなかった。最後に、われわれが注目したものが、地役権（Easement）を用いた環境保護を試みる議論である。アメリカにおいて、環境保護、気候変動対策の一つの手段として地役権（Easement）を設定することで保全することが有効であるとの主張がされている。これにわれわれは注目し、この議論と同様に、わが国においても私人間での地役権等、用益物権の設定によって環境保全・気候変動対策が可能になるのではないかと考えた。当然ながら、日米の法体系の違いは、この領域においても大きく、直接にアメリカの議論を日本に導入することはできない。とはいえ、民法における改正があらゆる領域で進行しているわが国の現状においては、アメリカの議論を踏まえた上で立法論として提言することに一定の意義がある。 以上の議論の結果として、われわれの共同研究は、私人間での用益物権の設定によって環境保全に一定の役割を果たせるとの結論に至り、そのためには日本においては立法による解決が必要であるが、現状においても例えば入会権の新たな設定の可能性の可否も含めて検討の余地があるとの結論に至った。このわれわれの共同研究の結果は、今後、張によって論文として公表する予定である。
--	--

受入担当教員が成果報告欄を記入される場合は本書式をお使いください。

* 本報告書は本学ウェブサイト等で公開されます